

●香川県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年3月25日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 紫雲出山線（232号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市詫間町大浜字鍋尻甲 1604番5地先から 三豊市詫間町大浜字楠浜乙13 番1地先まで	12.8～50.0	477	平成19年香川県告示第353号 で変更した区域の一部及び平 成28年香川県告示第112号で 変更した区域
三豊市詫間町大浜字楠浜乙3 番1地先から 三豊市詫間町大浜字楠浜乙2 番11地先まで	12.6～28.9	107	
三豊市詫間町香田字西郷甲 777番地先から 三豊市詫間町香田字下中郷 551番6地先まで	26.0～49.0	160	

- 4 供用開始の期日 平成28年3月25日